

相模原市障害者等移動支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、屋外での移動に困難がある障害者又は障害児(以下「障害者等」という。)について、外出のための支援(以下「移動支援事業」という。)を行うことにより、障害者等の地域での自立生活及び社会参加を促すことを目的とする。

(実施主体等)

第2条 移動支援事業の実施主体は、相模原市とする。

2 市長は、移動支援事業の全部又は一部を適切な事業運営を行うことができると認める社会福祉法人等に行わせることができる。

3 前項の規定により移動支援事業を行う者(以下「指定移動支援事業者」という。)は、当該事業を行う事業所(以下「指定移動支援事業所」という。)ごとに市長から指定を受けなければならない。

(実施の方法)

第3条 移動支援事業は、ガイドヘルプサービス費の給付により行うものとする。

(事業の内容等)

第4条 移動支援事業の対象となる外出は、社会生活上必要不可欠な外出又は社会参加のための外出で、別表第1に掲げるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、移動支援事業の対象となる外出には、次に掲げる外出を含まないものとする。

(1) 宿泊を伴う外出

(2) 通年かつ長期にわたる外出

(3) 宗教、政治又は経済的活動に係る外出

(4) 社会通念上、移動支援事業の対象とすることが適当でないと認められる外出

(5) 移動支援の目的に当たらない外出

(対象者)

第5条 移動支援事業の対象者は、本市が援護の実施を行う次の各号のいずれかに該当する者であって、市長が外出時に支援が必要と認めたものとする。ただし、市長が特に認める者を除き、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第5条第10項に規定する施設入所支援に係る法第22条第8項の規定による支給決定(以下「支給決定」と

いう。)を受けた障害者及び法第5条第4項に規定する同行援護に係る支給決定を受けた障害者等(以下「同行援護利用対象者」という。)を除くものとする。

- (1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者のうち、身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号に規定する視覚障害を有する者又は同表に規定する級別が肢体不自由の1級の者であって両上肢及び両下肢の機能の障害を有するもの若しくはこれに準ずる者
- (2) 療育手帳制度要綱(昭和48年厚生省発児第156号厚生事務次官通知)又は相模原市療育手帳に関する規則(平成30年相模原市規則第68号。以下「規則」という。)第5条第1項に基づき療育手帳の交付を受けた者又は児童福祉法(昭和24年法律第164号)第12条第1項に規定する児童相談所若しくは知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第12条第1項の規定による知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者又はこれに準ずる者
- (4) 法第4条第1項に規定する治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度である者又は児童であって、当該疾病を起因として、視覚、下肢又は体幹機能に障害があるもの

(給付額)

第6条 ガイドヘルプサービス費の給付額は、別表第2に掲げる単位に、10円を乗じて得た額(以下「合計額」という。)から第12条に規定する利用者負担額を控除した額とする。

(給付の申請)

第7条 移動支援事業を利用しようとする者又はその扶養義務者等は、障害福祉サービス等支給(変更)申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書(第1号様式)に住居基本台帳法(昭和42年法律第81号)第6条に規定する住民票に記載されている世帯の所得等を証する書類を添えて、市長に提出するものとする。

(給付の決定等)

第8条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、ガイドヘルプサービス費を給付する決定をしたときは介護給付費・訓練等給付費等支給決定通知書(第2号様式)により、給付しない決定をしたときはその旨を申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により給付する決定をしたときは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の施行に関する規則(平成18年相模原市規則第110号)第3条第5項に規定する障害福祉サービス受給者証(以下「受給者証」という。)を当該決定に係る障害者等に交付するものとする。

(利用の有効期間及び更新申請)

第9条 前条第1項の規定による給付の決定の有効期間は、支給決定を行った日から当該日が属する月の末日までの期間と1月間から12月間までの範囲内で月を単位として市長が定める期間を合算して得た期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、給付の決定をした日が月の初日であるときは、1月間から12月間までの範囲内で月を単位として市長が定める期間とする。

3 前条第1項に規定する給付の決定を受けた障害者等(以下「利用者」という。)が前2項の規定による有効期間満了後も引き続き移動支援事業を利用しようとするときは、有効期間満了日までに第7条に規定する申請を行わなければならない。

(受給者証記載事項の変更)

第10条 障害者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに受給者証記載事項変更届(第3号様式)に受給者証を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 障害者等の住所、世帯の所得状況等が変わったとき。

(2) 給付決定の内容の変更を求めるとき。

(3) 障害者等の心身状況の変化により第7条の申請内容に変更が生じたとき。

(利用方法)

第11条 利用者は、移動支援事業を利用しようとするときは、受給者証を指定移動支援事業所に提示し、当該事業所と移動支援事業の利用に係る契約をしなければならない。

(利用者負担)

第12条 利用者又はその扶養義務者等は、当該事業を利用したときは、当該事業に要した合計額の100分の10に相当する額(1円未満の端数は切り上げるものとする。)を当該事業を利用した指定移動支援事業者に支払うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、同一の月における前項の規定により算出した額の合算額(当該事業を利用した指定移動支援事業所が2以上の場合においては、それぞれの事業所について前項の規定により算出した額の合算額とする。)が別表第3に掲げる額(以下「負担上限月額」という。)を超えるときは、利用者又はその扶養義務者等が指定移動支援事業者を支払う額の合算額は、負担上限月額の金額とする。

3 前2項の規定にかかわらず、別表第3の1の項、2の項又は3の項に該当する者で、第1項及び前項の規定により算出した合計額の100分の10に相当する額の合算額に法第19条第1項に規定する介護給付費等の支給並びに相模原市障害者等日中短期入所事業実施要綱(平成18年10月1日施行)及び相模原市障害児通学支援事業実施要綱(令和7年4月1日施行)の規定による給付に係る利用者負担額を加算した額が負担上限月額を超えるときは、利用者又はその扶養義務者等が指定移動支援事業者を支払う額の合算額は、相模原市自立支援給付及び地域生活支援事業の利用に係る負担上限月額の管理等に関する要綱(平成18年10月1日施行)の規定により算出した額とする。

(指定移動支援事業者の要件)

第13条 第2条第3項に規定する指定移動支援事業者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者

(2) 法第30条第1項第2号に規定する基準該当障害福祉サービスを行うものとして、相模原市基準該当障害福祉サービス事業者の登録等に関する規則(平成22年相模原市規則第11号)第3条による登録を受けた事業者

(指定移動支援事業者の指定の申請等)

第14条 第2条第3項に規定する指定移動支援事業者の指定を受けようとする者は、移動支援事業所指定申請書(第4号様式。以下「指定申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、前条第1項第1号に該当する事業者のうち、本市において、法第5条第2項から第5項までに規定する居宅介護、重度訪問介護、同行援護若しくは行動援護のいずれかの障害福祉サービスに係る指定を既に受けている者又は指定移動支援事業者の指定と同時に当該障害福祉サービスに係る指定の申請をする者については、第1号及び第2号に掲げる書類の添付を省略することができる。

- (1) 事業所の名称、所在その他の移動支援事業者の指定に当たって必要な事項を記載した書類
 - (2) 申請者の定款、寄附行為その他の基本約款及び登記事項証明書又はこれらに準ずる書類の写し
 - (3) 指定障害福祉サービス事業者又は基準該当障害福祉サービス事業者として登録された者であることを証明する書類の写し
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、指定をするときは指定書(第5号様式)を、指定をしないときはその旨を申請者に通知するものとする。
- (変更等の届出)

第15条 指定移動支援事業者は、前条第1項の規定に基づき市長に提出した指定申請書及び添付書類の記載事項について変更があったときは変更届出書(第6号様式)を、当該移動支援の事業を廃止し、休止し、又は再開したときは事業廃止・休止・再開届出書(第7号様式)を速やかに市長に提出しなければならない。

(指定の取消等)

第16条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、指定移動支援事業所に係る指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

- (1) 指定移動支援事業者が法その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律等の規定に違反したとき。
- (2) 指定移動支援事業者が移動支援事業に係る給付費の請求に関し不正をしたとき。
- (3) 指定移動支援事業者が第23条の規定により報告又は帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。
- (4) 第13条の要件を満たさなくなったとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が指定移動支援事業者又は指定移動支援事業所について移動支援事業を行うに当たり適当でないと認めたとき。

(サービス提供者の要件)

第17条 指定移動支援事業所において移動支援を行う者(以下「サービス提供者」という。)は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 介護福祉士

- (2) 社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律(平成19年法律第125号)附則第2条第2項の規定により行うことができることとされた同法第3条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第40条第2項第5号の指定を受けた学校又は養成施設において6月以上介護福祉士として必要な知識及び技能を習得した者
- (3) 介護職員初任者研修の課程を修了した者(介護職員基礎研修の課程を修了した者及び訪問介護員養成研修1級、2級又は3級の課程を修了した者を含む。)
- (4) 居宅介護職員初任者研修の課程を修了した者(居宅介護従事者養成研修1級又は2級の課程を修了した者を含む。)
- (5) 障害者居宅介護従業者基礎研修の課程を修了した者(居宅介護従事者養成研修3級の課程を修了した者を含む。)
- (6) 重度訪問介護従業者養成研修の課程を修了した者(日常生活支援従業者養成研修の課程を修了した者を含む。)
- (7) 同行援護従業者養成研修の課程を修了した者
- (8) 行動援護従業者養成研修の課程を修了した者
- (9) 視覚障害者移動支援従業者養成研修の課程を修了した者(視覚障害者外出介護従業者養成研修の課程を修了した者を含む。)又はこれに相当する課程を修了した者
- (10) 全身性障害者移動支援従業者養成研修の課程を修了した者(全身性障害者外出介護従業者養成研修の課程を修了した者を含む。)又はこれに相当する課程を修了した者
- (11) 知的障害者移動支援従業者養成研修の課程を修了した者(知的障害者外出介護従業者養成研修の課程を修了した者を含む。)又はこれに相当する課程を修了した者
- (12) 看護師又は准看護師
- (13) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要な知識及び技術を有すると認める者(請求等)

第18条 指定移動支援事業者は、かながわ自立支援給付費等支払システムにより請求することができる。

2 指定移動支援事業者は、前項の規定による請求を行うことができないときは、別に定める方法により、請求することができる。

3 指定移動支援事業者は、前2項の規定による請求を行うときは、利用者から給付の受領権限に係る委任状の提出を受けていなければならない。

(費用の返還)

第19条 市長は、虚偽その他の不正な手段により第6条に規定する給付費を受領した者がいるときは、その者から移動支援事業の給付費に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。

(実績の報告)

第20条 指定移動支援事業者は、移動支援事業に係る報告をサービス提供実績報告書(第8号様式)により、移動支援を行った日の属する月の翌月15日(当該日が閉庁日の場合は、その直前の開庁日とする。)までに市長に報告をしなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、第18条の規定により請求を行う場合においては、移動支援事業に係る報告内容をかながわ自立支援給付費等支払システムに入力することで市長への報告に代えることができる。

(遵守事項)

第21条 指定移動支援事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 移動支援事業のサービス提供に関する事項について、障害者等又はその扶養義務者に対して第11条に規定する契約を締結する前に説明を行うこと
- (2) 本市又は一般相談支援事業所若しくは特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整にできる限り協力すること
- (3) 利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めること
- (4) 本市、他の障害福祉サービス事業者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めること
- (5) 移動支援の契約の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めること
- (6) 障害者等に対して適切なサービスを提供できるよう、指定移動支援事業所ごとの勤務体制を定めること
- (7) 従業者の資質の向上のために、研修の機会を確保すること

- (8) 指定移動支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じること
- (9) 移動支援を行っている際に事故等が発生したときは、市長及び障害者等の家族に遅滞なく報告及び連絡するとともに、必要な措置を講じること
- (10) 業務上知り得た障害者等に係る個人情報の保護に十分留意すること
- (11) 利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するための必要な措置を講じること
- (12) 第23条に規定する市長が行う報告、帳簿書類の提出又は提示の求め、当該職員からの質問又は指定移動支援事業所について設備、帳簿書類その他の物件の検査に応じるとともに、市長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うこと
- (13) 市長から求めがあった場合には、前号の改善の内容を市長に報告すること
- (14) 虐待の発生又はその再発を防止するため、必要な措置を講じること
(記録の保存)

第22条 指定移動支援事業者は、指定移動支援事業所ごとに移動支援事業の実施に係る記録等書類を整備し、当該移動支援を行った日の属する月の翌月から起算して5年間保存しなければならない。
(報告等)

第23条 市長は、移動支援事業の実施に関して必要があると認めるときは、指定移動支援事業者若しくは指定移動支援事業者であった者若しくは指定移動支援事業所の従業者であった者(以下「指定移動支援事業者であった者等」という。)に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を求め、指定移動支援事業者であった者等に対し出頭を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくは指定移動支援事業所について設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により質問又は検査を行う職員は、その身分を示す証明書(第9号様式)を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
(公示)

第24条 市長は、次に掲げるときは、その旨を公示しなければならない。

- (1) 第14条第2項の規定による指定をしたとき。
- (2) 第15条の規定による届出があったとき。
- (3) 第16条の規定により指定を取り消したとき。

(委任)

第25条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

(所得税法の改正に伴う経過措置)

2 別表第3備考の規定の適用については、当分の間、別表第3備考中「所得税法(昭和40年法律第33号)」とあるのは「所得税法(昭和40年法律第33号)(扶養控除については、所得税法等の一部を改正する法律(平成22年法律第6号)による改正前の所得税法によるものとする。)」と読み替えるものとする。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年10月1日から施行する。

(同行援護利用対象者に係る経過措置)

2 この要綱の施行の際、現にガイドヘルプサービス費を給付する決定を受けている者のうち同行援護利用対象者については、平成25年3月31日まで移動支援事業の対象者とする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年1月1日から施行する。

(相模原市障害者等移動支援事業実施要綱の一部改正に伴う経過措置)

2 改正後の相模原市障害者等移動支援事業実施要綱別表第3備考の規定は、平成24年7月1日以後の給付等について適用する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年12月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表第 1 (第 4 条関係)

項 目	内 容
社会生活上必要不可欠な外出又は社会参加のための外出	ア 学校行事、P T A活動
	イ 家計の維持に係る手続・相談
	ウ 住居の維持に係る手続・相談
	エ 生活必需品の買物
	オ 理容・美容
	カ 就職・就学のための活動
	キ 冠婚葬祭
	ク 社会的慣習
	ケ 余暇活動
	コ その他アからケまでに揚げる外出に準ずる外出

別表第 2 (第 6 条関係)

利用時間	身体介護を伴う場合	身体介護を伴わない場合
20分を超え 30分以下	275単位	113単位
30分を超え 1.0時間以下	435単位	214単位
1.0時間を超え 1.5時間以下	632単位	298単位
1.5時間を超え 2.0時間以下	721単位	373単位
2.0時間を超え 2.5時間以下	810単位	448単位
2.5時間を超え 3.0時間以下	900単位	524単位
3.0時間を超える 時間	900単位に、3.0時間 を超える利用時間30分当 たり89単位を加えた単位	524単位に、3.0時間 を超える利用時間30分当 たり75単位を加えた単位

備考

- 1 同時に2人のサービス提供者が1人の障害者等(同時に2人のサービス提供者による移動支援が必要であることについてあらかじめ市長に申し出、市長が認めた者に限る。)に対して移動支援を行ったときは、それぞれのサービス提供者が行う移動支援につき所定単位数を算定する。
- 2 夜間(午後6時から午後10時までの時間をいう。)又は早朝(午前6時から午前8時までの時間をいう。)に移動支援を行った場合は、次の各号に掲げる区分に応じ、利用時間30分当たり、それぞれ当該各号に定める単位数を所定単位数に加算する。
 - (1) 身体介護を伴う場合 22単位
 - (2) 身体介護を伴わない場合 19単位
- 3 深夜(午後10時から午前6時までの時間をいう。)に移動支援を行った場合は、次の各号に掲げる区分に応じ、利用時間30分当たり、それぞれ当該各号に定める単位数を所定単位数に加算する。
 - (1) 身体介護を伴う場合 45単位
 - (2) 身体介護を伴わない場合 38単位
- 4 利用時間が3時間を超える場合並びに備考2及び備考3の場合で、利用時間に30分未満の端数がある場合は、これを30分とする。
- 5 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等に基づき厚生労働大臣が定める地域(平成21年厚生労働省告示第176号)に居住している障害者等に移動支援を行ったときは、1回につき所定単位の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。

別表第3(第12条関係)

番号	区 分	負担上限月額
1	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号。以下「政令」という。)第17条第1項第1号に該当する者	37,200円
2	政令第17条第1項第2号ロに該当する者(4に該当するものを除く。)	9,300円
3	政令第17条第1項第3号に該当する者(4に該当するものを除く。)	4,600円

4	利用者及び利用者と同一の世帯に属する者(特定支給決定障害者(政令第17条第1項第4号に規定する特定支給決定障害者をいう。)にあつては、その配偶者に限る。)が、受給者証に記載された利用者負担上限月額の見直し期間の初日が属する年度(初日が4月1日から6月30日までの場合にあつては、前年度。以下同じ。)の前年分の所得税が課せられないもの(5に該当するものを除く。)	0円
5	政令第17条第1項第4号に該当する者	0円

備考 この表において、「所得税」とは、所得税法(昭和40年法律第33号)、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和22年法律第175号)の規定によって計算される所得税をいう。ただし、所得税額の計算において、所得税法第84条第1項及び第2項に規定する扶養控除額を算定する際には、所得税法等の一部を改正する法律(平成22年法律第6号)第1条の規定による改正前の所得税法の規定により計算するものとし、次の規定は適用しないものとする。

- (1) 所得税法第78条第1項並びに第2項第1号、第2号(地方税法(昭和25年法律第226号)第314条の7第1項第2号に規定する寄付金に限る。)及び第3号(地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄付金に限る。)、第92条第1項及び第95条第1項から第3項まで
- (2) 租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第3項、第41条の2、第41条の3の2第4項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第2項、第41条の19の4第1項及び第2項並びに第41条の19の5第1項
- (3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成10年法律第23号)附則第12条